

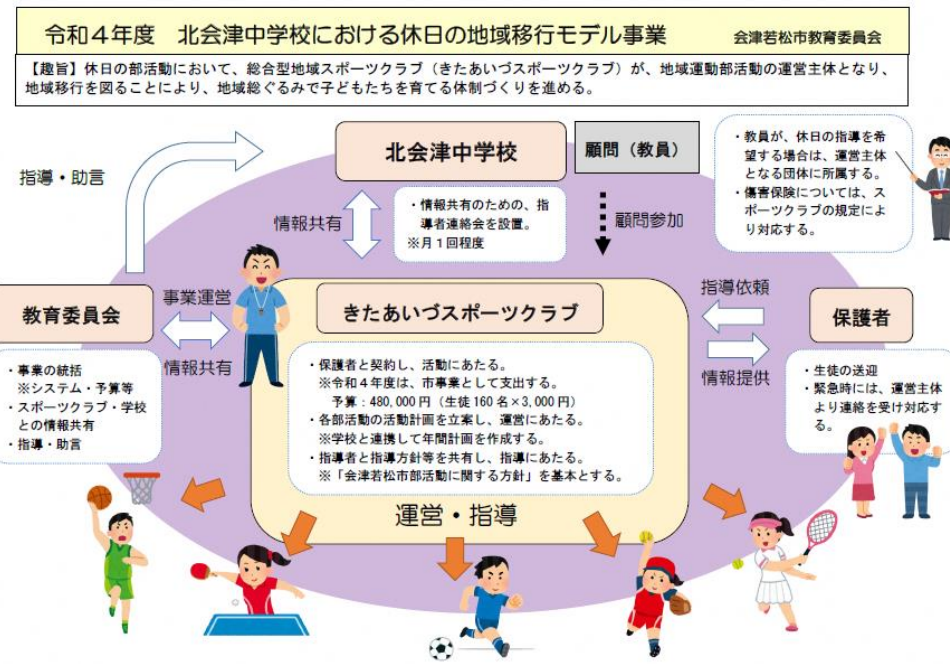
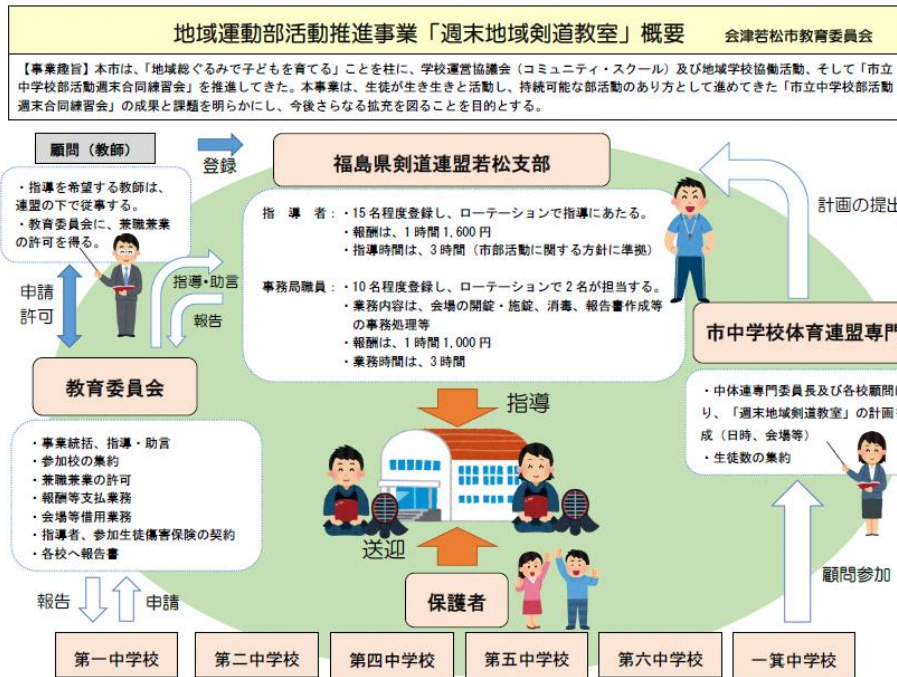
令和5年度  
福島県部活動の地域移行に関する情報交換会

令和5年7月7日（金）

会津若松市教育委員会

# 地域運動部活動推進事業の成果

令和3・4年度



## 【合同練習会モデル（週末地域剣道教室）】

- 令和5年度からの本市の運動部活動地域移行の中心となる部活動週末合同練習会の実施のための課題や改善策を検証することができた。
- 剣道競技において、複数校が主体的に週末に合同の練習会を実施することにより、生徒数減少に対応した部活動の活性化を図ることができた。
- 本モデルでの実施方法等を生かし、他種目でも実施することにより、部活動の活性化を図りたい。

## 【総合型地域スポーツクラブモデル（きたあいづスポーツクラブ）】

- 中学校と総合型地域スポーツクラブが連携することにより、きたあいづSCが実施主体となって、地域スポーツの活性化を図ることができた。
- 運営並びに指導を地域の人材が行うモデルとして、令和8年度に休日の部活動が地域に完全移行された際の課題や改善すべきポイントを検証できた。
- 本モデルの成果を、総合型地域スポーツクラブや地域団体移行時の参考にしたい。

# 地域運動部活動推進事業について

## 【事業概要】

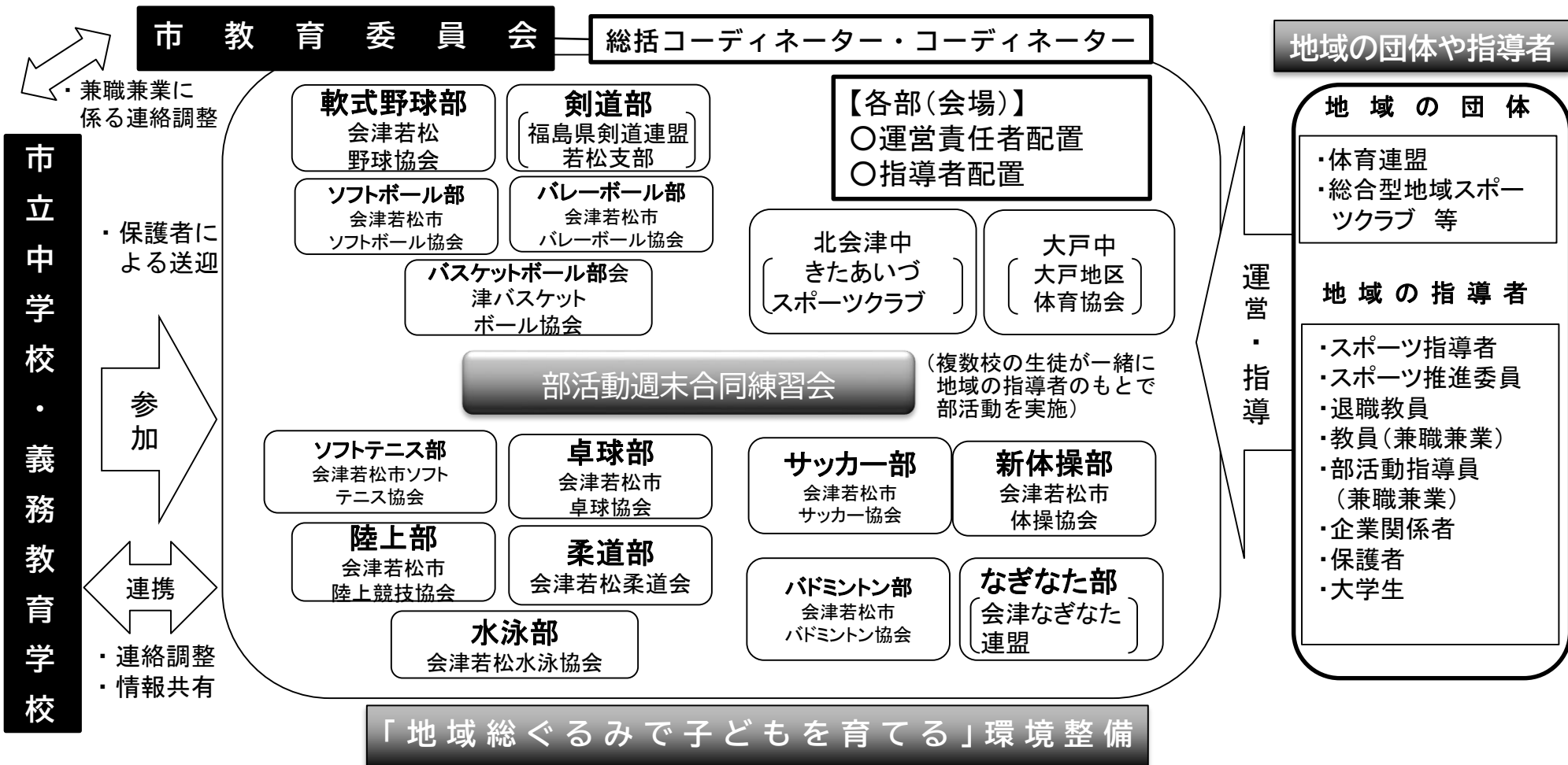
休日における部活動を地域の活動として実施できる環境を整備するため、関係団体等と連携し地域人材を確保するとともに、運動部活動における指導者及び競技者の質的な向上を目指し、学校と地域、競技団体等の協働による「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境を整備する。

- 部活動の価値を重視し、各学校において生徒が選択できる部活動の数を減らさない。
- 休日には地域の多くの専門家の力を借りて、その競技の本質的な楽しみを味わい、技術の向上を図るとともに、社会性を培う。
- 複数校の生徒が一緒に練習することにより、切磋琢磨し、友情を育てる。

## 【事業背景】

少子化による生徒数の減少に伴い、特にチームスポーツにおいては、学校単位での練習や大会の参加が困難な状況ある。

このような社会情勢の変化を踏まえ、国(スポーツ庁)における新たなスポーツ環境の構築に向けた部活動改革において、休日の部活動を学校から地域の取組へ移行する「運動部活動の地域移行」方針が示された。



# 本市の運動部活動の地域移行の取組状況①

指導者登録数及び実施回数

NO	種目	団体名	登録者数 (人)	実施回数 (回)		
				4月	5月	6月
1	剣道	福島県剣道連盟若松支部	21	0	3	0
2	柔道	会津若松柔道会	4	0	2	1
3	なぎなた	会津なぎなた連盟	16	3	6	0
4	卓球	会津若松市卓球協会	26	0	1	0
5	バレーボール	会津若松市バレーボール協会	中体連終了後より、実施開始する。			
6	バドミントン	会津若松市バドミントン協会	10	0	1	1
7	ソフトテニス	会津若松市ソフトテニス協会	13	0	1	1
8	ソフトボール	会津若松市ソフトボール協会	3	1	2	3
9	サッカー	会津若松市サッカー協会	15	6	9	0
10	バスケットボール	会津バスケットボール協会	7	2	1	0
11	陸上	会津若松市陸上協会	15	1	3	1
12	水泳	会津若松市水泳協会	7	0	0	4
13	体操	会津若松市体操協会	3	0	2	1
14	野球	会津若松野球協会	6	1	1	0
15	大戸町体育連盟	卓球	7	3	2	1
16	きたあいづ スポーツクラブ	サッカー	3	3	4	3
		ソフトボール	2	3	2	2
		卓球	2	3	4	3
		ソフトテニス	1	1	2	2
		バスケットボール	5	3	4	3
			166	30	50	26

## 部活動週末合同練習会

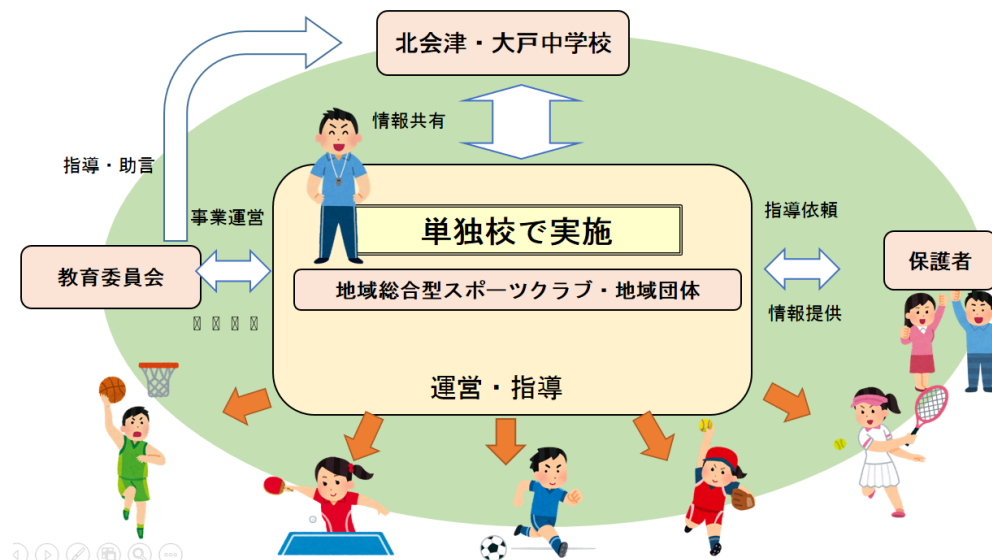
会津若松市教育委員会



## 部活動週末合同練習会

会津若松市教育委員会

○遠隔地の部活動を総合型地域スポーツクラブや地域団体が実施主体となり競技の指導を行う。





# 本市の特徴的な取組

	【本市の移行方針】
改革理由	<p>○<b>地域ぐるみで子どもを育て、生徒の選択できる部活動を減らさないため。</b></p> <p>→部活動の価値を重視し、休日は地域の専門家の力を借り、競技本来の楽しみを味わうとともに、複数校の生徒と切磋琢磨し、友情を育てる。</p>
参加費の設定	<p>○<b>基本的に無償であった部活動の参加費については、地域の指導者が行うことになっても無償とする。</b></p> <p>→「平日は教員が、休日は地域の指導者が部活動を指導する」ということを基本にし、受益者負担を求めないで地域に移行する考えである。</p>
部活動の加入	<p>○<b>基本的には、全員加入の活動とする。</b></p> <p>→部活動は、心身を育成する上で大変重要な教育活動であることを重視し、本市では基本的には全員加入とする。強い希望ではなく入部しても、学ぶこと、身に付けることはとても多い。なお、休日にクラブチームやスポーツ少年団等に所属している生徒は、今まで通りの選択でかまわない。</p>

# 役割・任用形態・報酬等

職名	役割	任用形態・報酬等
<p>【総括コーディネーター】 【コーディネーター】</p>	<p>◎関係者との連絡調整・指導助言等を行う。 ○実施主体との調整 ・連絡調整（指導者の確保・派遣の調整等） ・スケジュール、活動場所の全体調整 ○指導者研修会の計画・実施 ○会計事務補助（とりまとめ）実績確認書管理 ○部活動連絡協議会の運営（年3回）</p>	<p>【身分】有償ボランティア（行政協力員） ※市教育委員会からの委嘱 【謝金】1,600円/時間 【保険】（傷害）行政協力員団体傷害保険 （損害）学校災害賠償補償保険</p>
<p>【指導者】 1会場あたり3名程度で指導に取り組む。（参加人数や種目の特性に応じて調整を行う。）</p>	<p>○生徒への礼法指導 ○生徒の健康観察 ○練習の準備指示 ○生徒への技術指導 ○練習の後片付けの指示</p>	<p>【身分】有償ボランティア（行政協力員） ※市教育委員会からの委嘱 【委嘱期間】4月1日から翌年3月31日 【保険】（傷害）行政協力員団体傷害保険 （損害）学校災害賠償補償保険 【活動日数】30日/年 （1日あたりの活動時間は3時間程度） 【謝金】1,000円/時間 （会場までの移動経費は本人負担）</p>
<p>【運営責任者】 移行初期は、参加校顧問1名がローテーションで運営する。 （競技団体での対応も可能。）</p>	<p>○会場の開閉 ○受付 ○消毒 ○見回り ○事故発生時の対応 ○報告書作成</p>	<p>【身分】有償ボランティア（行政協力員） ※市教育委員会からの委嘱 【委嘱期間】4月1日から翌年3月31日 【保険】（傷害）行政協力員団体傷害保険 （損害）学校災害賠償補償保険 【活動日数】30日/年 （1日あたりの活動時間は3時間程度） 【謝金】1,000円/時間 （会場までの移動経費は本人負担）</p>

# 文化芸術活動部の移行について

会津若松市教育委員会

## 1 はじめに

令和4年11月に、スポーツ庁と文化庁が連名で、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」をまとめ、運動部のみならず文化芸術部の活動も地域移行を行うという国の考えが示された。

少子化により、生徒が希望する活動がしにくい環境は運動部活動だけでなく、文化芸術部についても同様な状況となっている。本市においても同様な課題があり、文化芸術活動においても、学校と地域、文化芸術団体等との協働による「地域総ぐるみで子どもを育てる」環境づくりを進めていく必要がある。

## 2 地域移行を行う文化芸術活動部について

本市の市立学校では、11校で9種類の文化芸術活動部がある。大会等の有無も考慮し、年間を通した継続的な文化芸術活動として、合唱部、吹奏楽部について地域移行を検討していく。

## 3 本市の地域移行方法（案）

### (1) 合奏部

#### ① 河東学園センター棟を拠点とした地域移行（合奏部）

##### ア 一斉練習会

- ・ 全校の生徒が集まって課題曲などの曲を合同で練習する。

##### イ パート別部活動週末合同練習会

- ・ 各パートで練習をする。

##### ウ ハイブリット型練習会

- ・ 一斉練習：多目的ホール パート別練習：PC室1・2、音楽室等

##### エ 活動目的別部活動週末合同練習会

- ・ コンクール志向、音楽を楽しむ志向に分かれての活動を行う。

#### ② 各中学校を拠点とした地域移行

##### ア 部活動週末小中合同練習会

- ・ 小中学校が合同で活動を行う。

### (2) 合唱部

- ・ 中学校音楽担当教員意見交換会を開催し、意見を集約する。（7月下旬）

合奏部イメージ図(1)

## 河東学園センター棟を拠点とした地域移行



合奏部イメージ図(2)

## 各中学校を拠点とした地域移行

